

# たつの市一般廃棄物最終処分場に係る水質検査、下流池の水質 及び底質検査業務仕様書

たつの市一般廃棄物最終処分場に係る水質検査、下流池の水質及び底質検査業務は、下記の仕様に基づいて行うものとする。

## 記

- 1 検査対象検体 浸出水、地下水、放流水及び下流池の水質と底質
- 2 検体の採取箇所
  - ・ 浸出水、放流水及び下流池の水質と底質：各 1 箇所
  - ・ 地下水：2 箇所（上流及び下流）

### 3 検査項目

#### (1) 浸出水

毎月検査を実施すべき事項

【浸出水検査項目 1】のとおり

年間 1 回検査を実施すべき事項

【浸出水検査項目 2】及び【浸出水検査項目 3】のとおり

#### ① 検体の採取日

以下の日に採取した検体をもって検査する。

【浸出水検査項目 1】 4 月から 3 月第 3 週、第 4 週及び第 5 週中の平日

【浸出水検査項目 2】 6 月第 3 週及び第 4 週中の平日

【浸出水検査項目 3】 3 月第 3 週及び第 4 週中の平日

#### ② 検体の採取方法 受託業者による採取とする。

【浸出水検査項目 1】・・・7 項目

水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、電気伝導率 (EC)、塩化物イオン (Cl<sup>-</sup>)、全窒素 (T-N)

【浸出水検査項目 2】・・・41 項目

アルキル水銀化合物、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン (D-D)、チウラム、シマジン (CAT)、チオベンカルブ (ベン

チオカーブ)、ベンゼン、セレン、1・4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、有機りん化合物、ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)、ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)、フェノール類、銅含有量、全亜鉛、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、ほう素、フッ素、大腸菌群数、アンモニア及びアンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、全りん、ダイオキシン類

【浸出水検査項目3】・・・1項目

PFOS及びPFOA

(2) 地下水及び放流水

毎月検査を実施すべき事項

【地下水検査項目1】及び【放流水検査項目1】のとおり

年間1回検査を実施すべき事項

【地下水検査項目2】、【放流水検査項目2】、【地下水検査項目3】及び【放流水検査項目3】のとおり

① 検体の採取日

以下の日に採取した検体をもって検査する。

【地下水検査項目1】及び【放流水検査項目1】

4月から3月第3週、第4週及び第5週中の平日

【地下水検査項目2】及び【放流水検査項目2】

6月第3週及び第4週中の平日

【地下水検査項目3】及び【放流水検査項目3】

3月第3週及び第4週中の平日

② 検体の採取方法 受託業者による採取とする。

【地下水検査項目1】・・・1項目

塩化物イオン( $Cl^-$ )

【放流水検査項目1】・・・5項目

水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、全窒素(T-N)

【地下水検査項目2】・・・32項目

アルキル水銀化合物、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン(D-D)、チウラム、シマジン(CAT)、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、ベンゼン、セレン、1・4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、有機物(TOC量)、有機物(過マンガン酸カリウム消費量)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、フッ素、電気伝導率(EC)、ダイオ

## キシソ類

### 【放流水検査項目2】・・・40項目

アルキル水銀化合物、総水銀、カドミウム、鉛、有機りん化合物、六価クロム、ひ素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン (D-D)、チウラム、シマジソ (CAT)、チオベンカルブ (ベンチオカーブ)、ベンゼソ、セレン、1・4-ジオキサソ、ほう素、フッ素、アンモニア及びアンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、ノルマルヘキサソ抽出物質 (鉱油類)、ノルマルヘキサソ抽出物質 (動植物油脂類)、フェノール類、銅含有量、全亜鉛、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌群数、全りん、ダイオキシソ類

### 【地下水検査項目3】及び【放流水検査項目3】・・・1項目

P F O S 及び P F O A

## (3) 下流池の水質及び底質

年間1回検査を実施すべき事項

【水質検査項目】及び【底質検査項目】のとおり

### ① 検体の採取日

環境課と採取日について打ち合せ後、採取した検体をもって検査する。

### ② 検体の採取方法 受託業者による採取とする。

#### 【水質検査項目】・・・33項目

水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量、大腸菌群数、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1・3-ジクロロプロペン (D-D)、チウラム、シマジソ (CAT)、チオベンカルブ (ベンチオカーブ)、ベンゼソ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ほう素、1・4-ジオキサソ、P F O S 及び P F O A

#### 【底質検査項目】・・・26項目

カドミウム、全シアン、有機りん化合物、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・

1・2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1・3-ジクロロプロペン (D- D)、チウラム、シマジン (CAT)、チオベンカルブ (ベンチオカーブ)、ベンゼン、セレン、フッ素、ほう素

※ 底質検査は、溶出試験とし、検液作成費も見込むこと。

#### 4 その他

- (1) ダイオキシン類の検査結果については、特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) に則った計量証明書を添付してください。
- (2) 毎月の報告に当たり、貴事業所内での検体検査中の写真 (2枚程度) を撮影し、添付してください。
- (3) 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が130万円を超える場合において、落札者になったときには、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出してください。
- (4) 検査項目及び測定回数については、別紙1「検査項目及び検体採取箇所別測定回数一覧表」を参照すること。